⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「北陸管内河川水位予測システム構築業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成30年４月６日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成29年国土交通省告示第1196号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成29・30年度を有効期限とする西日本高速道路株式会社の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の（条件付）一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号、以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき競争参加資格の再認定（以下、単に「再認定」という。）を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり告示する。

平成30年４月６日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

１　再認定の申請の要件等　競争参加資格の再認定の申請の要件、申請書類の記載方法、審査方法などの詳細な事項については次に掲げる当社のホームページを参照すること。

http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/

２　申請書類の提出方法及び提出先

⑴　提出方法　郵便（書留郵便に限る）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のもの

⑵　提出先　〒530―0003 大阪府大阪市北区堂島１－６－20堂島アバンザ19階　西日本高速道路株式会社　財務部　契約審査課

３　再認定の申請の受付時期　平成30年４月１日から平成30年９月30日（当日消印有効）までの間

４　再認定の結果の通知　１に掲げる当社のホームページ中「有資格者公表用名簿」に掲載することにより通知に代えるものとし、通知書は発行しない。

５　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

再認定日から平成31年３月31日までの間

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品等の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成30年４月６日

東京税関総務部長　松岡　裕之

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14、15、28、67、71、27、29

⑵　導入計画物品及び数量

通関事務総合データ通信システムの更改一式

⑶　調達方法　借入及び購入等

⑷　導入予定時期　平成33年４月

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　次期通関事務総合データ通信システムは、業務システムを利用するためのネットワーク基盤であり、業務システムが問題なく利用できるネットワークにするとともに現行システムの課題解決、セキュリティ対策の強化及び更なる効率化を図ったものとする。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品等に関する下記４の説明会に於いて要請する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成30年５月８日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒135―8615 東京都江東区青海２－７－11　東京港湾合同庁舎内東京税関総務部会計課調達専門官　畠山　泰士　電話03―3599―6358

３　実施説明書等の交付

⑴　交付期間　平成30年４月６日から平成30年５月７日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　説明会の開催　本公表に基づく資料提供招請説明会を開催する。

⑴　開催日時　平成30年４月16日16時00分

⑵　開催場所　東京港湾合同庁舎７階東京税関入札室

５　その他　この導入計画の詳細は実施説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

６　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 14, 15, 28, 67, 71, 27, 29

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Renewal of Customs Integrated Data Communication System, 1 Set.

⑶　Basic requirements of the procurement : Next Customs Integrated Data Communication System should be the network infrastructure to utilize the current business system. Additionally this system should solve the current system's issues, achieve the enhancement of security measure and the improvement of efficiency.

⑷　Time-limit for the submission of the requested material : 5 : 00 PM, May 8, 2018.

⑸　Contact point for the notice : Yasushi Hatakeyama, Procurement Section, Accounting Division, Tokyo Customs, 2―7―11 Aomi Koto-ku Tokyo 135－8615 Japan TEL 03―3599―6358.

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成30年４月６日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
高知病院長　大串　文隆

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　39

○第12504号（№12504）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量　病院情報システム一式及び７年間の保守業務委託

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入期限　平成31年度第４・四半期

⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構高知病院

⑹　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成30年５月８日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒780―8077 高知県高知市朝倉西町１－２－25　独立行政法人国立病院機構高知病院　企画課長　門田　泰雄　電話088―844―3111